

浜の活力再生プラン
(第 2 期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	岬町水産業再生委員会淡輪部会
代表者名	福本 勝也

再生委員会の構成員	淡輪漁業協同組合、岬町、大阪府、
オブザーバー	大阪府漁業協同組合連合会

対象となる地域の範囲及び 漁業の種類	地域の範囲：岬町淡輪地区（淡輪漁協組合員 43 名） 船曳網漁業者 12 名、底曳網漁業者 14 名、 刺網漁業者 20 名、定置網漁業者 2 名 対象者（兼業を含む）
-----------------------	---

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>当漁協は大阪府最南部に位置し、29 経営体で 70 隻の漁船を使用し漁業を営んでいる。</p> <p>主な漁業種類は、船曳網漁業（12 経営体）小型機船底曳網漁業（14 経営体）刺網漁業（20 経営体）小型定置網漁業（2 経営体）であり、年間約 351 トン（平成 29 年から令和元年の 3 年平均）の水揚げがあり、主な魚種はシラス、イカナゴ類、カレイ類、タイ等、タコ等である。また、水揚げ額は、年間 3.2 億円（平成 29 年から令和元年の 3 年平均）である。</p> <p>第 1 期と比較すると水揚げ量が年間約 533 トンから 351 トンと 3 割以上減少したが、シラスのせり売り等により魚価単価が上昇したことから、水揚げ額は年間 2.68 億円から 3.2 億円と増額した。</p> <p>シラス、イカナゴ以外の漁獲物のうち 6 割が活魚、4 割が鮮魚として水揚げされている。</p> <p>一時活魚水槽にストックされた活魚及びトロ箱に仕分けられた鮮魚は、漁協の荷捌き所においてセリにかけられるか、漁業者自ら市場に出荷されている。シラスは、水揚げ後、岸和田、和歌山の加工業者に出荷されている。</p> <p>また、漁港は第 9 次漁港整備後、訪れる人も徐々に多くなり、平成 26 年度には釣り客を中心に 6 千人の来場者があり、賑わいを見せるようになってきている。</p>
--

(2) その他の関連する現状等

バブル崩壊後、魚価の低下と共に厳しい経営状況によって後継者が育たず高齢化が急速に進み、漁業、漁村の活力が失われつつある。

平成 10 年に 74 名の正組合員が、令和元年度末には 43 名迄減少しているので、後継者の育成や、担い手を確保することが急務となっている。

加えて仲買人の高齢化や漁協周辺のアクセス不備等による仲買人の減少から、組合員の要望を受けて平成 9 年 11 月より鮮魚を漁協の荷捌き所でセリに出すことに限定せず、鮮魚の売り先の自由化に至る。その結果、荷捌き所の活魚水槽の空洞化が目立ち始めた。

一方では外部の市場に持ち込む場合も、運送費や箱代などの経費、手数料の 2 重払いで労働に見合った報酬を得られていないのが現状である。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

漁業者が漁協と連携して、以下の課題に取り込むことにより、漁業者の収入向上を目指すとともに地域に貢献することを基本方針とする。

① 漁協直売所の開設

淡輪漁協及び漁業者は地域住民や漁協来場者（年間 6 千人）を対象に漁協、漁業者の収益に繋げるためたんのわヨットハーバー海の駅等に直売所を開設する。

② 道の駅での拡販

平成 28 年度に営業開始した道の駅（岬町主催）に鮮魚及び加工品を販売拡大していく。

③ 魚介類の養殖

資源管理を徹底遂行する事により生み出された余剰時間を用いてエビの養殖に取り組む活魚水槽 20 個（20,000 羽）分を使用し、令和 3 年度から稚エビを育成し、道の駅等での販売を目標とする。

④ 新規就業者への育成

漁協は、以前より地元高校の海洋専門コース 2 年、3 年合計 56 名を対象に、漁業者の指導で生徒自らが手造りのタコツボをつくる等の体験漁業を年 1 回実施する。

加えて秋にはワカメの種糸から発芽したワカメを養殖縄に巻きつけて本養生する体験を実施し、春には収穫実習も行っていることから、このような取り組みを通じて広く新規就業を求める活動を積極的に展開していく。

また、組合関連ホームページのアクセス数が年間 7 万件あるので、今後は新規就業者募集の場として活用する。

⑤ 地元小学校への魚食普及

漁協は、以前より町内の 3 小学校を潮干狩りに無料で招待し、試食用としてアサリをお土産に渡し、魚食の普及を進めてきた。

また、現在、地元小学校や他市からの漁港見学を受け入れる等、漁業に対する関心を高める運動を行っており、今後も継続して実施していく。

⑥ 漁獲物の再放流及び種苗放流、増殖

全組合員は、資源管理規程にそって漁獲した小魚は再放流するとともに、平成 23 年から資源増殖推進事業により実施しているガシラの稚魚や、稚ナマコを放流しており、今後とも継続推進する。

⑦ 漁業環境の保全事業

全組合員は、海底耕耘や漁場環境の保全事業を実施する。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

漁業法及び大阪府漁業調整規則による規制のほか、漁業者間で自ら約定する自主的資源管理を進め、漁業資源の維持・安定化に努める。

(4) 具体的な取組内容 (毎年ごとに数値目標とともに記載)

1年目 (令和3年度) 以下の取組みにより、漁業所得を7%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>① 漁協直売所の実施 (海の駅)</p> <p>漁協は、販売品の大筋を見極めるよう漁港内で、漁港来場者を対象にアンケート等でリサーチする。</p> <p>② 道の駅での拡販</p> <p>平成28年度に営業開始した「道の駅みさき」で漁協は指定管理者と出荷者の鮮魚、活魚の販売拡大について協議する。</p> <p>また、加工品の販売についてもどういった加工品が最適か漁協で対応し協議する。</p> <p>③ 魚介類の養殖</p> <p>漁協は、蓄養水槽を利用し稚エビを購入、試験的に育成し、販売品として確立できるか確認する。また、効率的な出荷時期やエビの販売についても検証する。</p> <p>④ 新規就業者への育成</p> <p>漁協は、組合関連のホームページで新規就業者を募集するとともに全国漁業就業者確保育成センターのホームページも活用する。</p> <p>また、地元高校の海洋専門コースに出向き、生徒に漁業の素晴らしさを紹介し、新規就業者の確保につなげていく。</p> <p>漁協は、船曳網、底曳網等雇用者に対して新規漁業就業者総合支援事業について説明し、新規就業者の受け皿の拡大について指導を行う。</p> <p>⑤ 地元小学校への魚食普及</p> <p>漁協は、町内の3小学校を潮干狩りに無料招待し、試食用のアサリをお土産に渡し、魚食の普及を継続する。</p> <p>⑥ 漁獲物の再放流及び種苗放流、増殖</p> <p>全組合員は、資源管理規程にそって漁獲した小魚は再放流するとともに、補助事業も活用してガシラの稚魚を放流する。</p> <p>⑦ 漁業環境の保全事業</p> <p>全組合員は、補助事業も活用して海底耕耘や漁場環境の保全に取り組む。</p> <p>これらの取組みにより漁業収入を基準年に対して 0.25 パーセント向上させる。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>次の取組で燃油コストを 2.5 パーセント削減させる。</p> <p>① 燃油高騰に対する備え</p> <p>漁協は、漁業者の漁業経営セーフティネット構築事業への継続加入を推進することにより、燃油価格高騰に備える。</p>

	<p>② 省燃油活動推進 漁業者は、漁船船底清掃の実施で、航行時の船体に係る抵抗を削減することで燃油消費量の削減に努める。</p> <p>③ 省エネ機器等導入推進事業 漁業者は、省エネ機器等導入推進事業を活用し省エネ機器を導入することで燃油消費量の削減を図る。</p>
活用する支援措置等	<p>漁業経営セーフティネット構築事業（国）</p> <p>省燃油活動推進事業（国）</p> <p>省エネ機器導入推進事業（国）</p> <p>海域環境保全事業（国）</p> <p>資源増殖推進事業（国）</p> <p>新規漁業就業者総合支援事業（国）</p> <p>水産物供給基盤機能保全事業（国）</p> <p>産地水産業強化支援事業（国）</p> <p>漁業経営安定対策事業（国）</p>

2年目（令和4年度）以下の取組みにより、漁業所得を8%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>① 漁協直売所の実施（海の駅） 漁協は、漁業者に月1回直販の場を提供し、1年目にリサーチをした販売品を中心に販売することで、漁業所得向上につなげる。 また、漁協で地元商工会や関係団体と協議し海の駅の充実に向けて協議会をすすめていく。</p> <p>② 道の駅での拡販 「道の駅みさき」で、我々の提供できる商品が消費者ニーズに合うように漁協で検討し対応していく。</p> <p>③ 魚介類の養殖 漁協は、稚エビの購入を増やし育成、販売するとともに、ふるさと納税の商品となるよう岬町と協議する。 また、潮干狩来場者のお土産品、海水浴場でのバーベキューへの材料となる魚介類の商品化を一年目に引き続き漁協で検討する。</p> <p>④ 新規事業者への育成 漁協は、前年に引き続き組合関連のホームページで新規就業者を募集するとともに、全国漁業就業者確保育成センターのホームページも活用する。 また、地元高校の海洋専門コースに出向き、生徒に漁業の素晴らしさを紹介し、新規就業者の確保につなげていく。</p>
--------------	--

	<p>漁協は、船曳網、底曳網等雇用者に対して新規漁業就業者総合支援事業について説明し、新規就業者の受け皿の拡大について指導を行ない引き続き定着を図る。</p> <p>⑤ 魚食普及</p> <p>漁協は、町内の小学校、大阪府立青少年海洋センターへの取組 PR を引き続き継続する。</p> <p>また、岬町にある調理教室を利用して、地元鮮魚を使い魚食の普及活動を実施できるよう漁協で検討する。</p> <p>⑥ 漁獲物の再放流及び種苗 増殖</p> <p>全組合員は、資源管理規程にそって漁獲した小魚は再放流するとともに、補助事業も活用して稚ナマコを放流する。</p> <p>⑦ 漁業環境の保全事業</p> <p>全組合員は、補助事業も活用して海底耕耘や漁業環境の保全に取り組む。</p> <p>これらの取組により漁業収入を基準年に対して 0.5 パーセント向上させる。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>次の取組で燃油コストを 2.5 パーセント削減させる。</p> <p>① 燃油高騰に対する備え</p> <p>漁協は、漁業者の漁業経営セーフティネット構築事業への継続加入を推進することにより、燃油価格高騰に備える。</p> <p>② 省燃油活動推進</p> <p>漁業者は、漁船船底清掃の実施で、航行時の船体に係る抵抗を削減することで燃油消費量の削減に努める。</p> <p>③ 省エネ機器等導入推進事業</p> <p>漁業者は、省エネ機器等導入推進事業を活用し省エネ機器を導入することで燃油消費量の削減を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>漁業経営セーフティネット構築事業（国）</p> <p>省燃油活動推進事業（国）</p> <p>省エネ機器導入推進事業（国）</p> <p>海域環境保全事業（国）</p> <p>資源増殖推進事業（国）</p> <p>新規漁業就業者総合支援事業（国）</p> <p>水産物供給基盤機能保全事業（国）</p> <p>産地水産業強化支援事業（国）</p> <p>漁業経営安定対策事業（国）</p>

3年目（令和5年度）以下の取組みにより、漁業所得を8%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>主要取組は前年度を基本としつつ、各内容をグレードアップし、その実績や成果を踏まえて改善する。淡輪部会の活動や検討内容を漁業経営に反映させ、地域一帯の活性化を目指す。</p> <p>① 漁協直販所の実施（海の駅）</p> <p>漁協は、引き続き漁業者に月1回直販の場を提供し、漁業所得向上につなげる。また、漁協で地元商工会や関係団体と連携し海の駅の充実にむけて協議をすすめていく。</p> <p>② 道の駅での拡販</p> <p>「道の駅みさき」で、我々の提供している商品が消費者ニーズに合うように引き続き漁協で対応し検討していく。</p> <p>また、「道の駅みさき」の指定管理者と協議し、イベント交流スペースや地場特産品販売スペースを使い幅広く、地場水産物を紹介していく。</p> <p>③ 魚介類の養殖</p> <p>漁協は、稚エビの購入を増やし育成、販売するとともに、ふるさと納税の商品となるよう岬町と協議する。</p> <p>また、潮干狩来場者のお土産品、海水浴場でのバーベキューへの材料となる魚介類の商品化を引き続き漁協で検討する。</p> <p>④ 新規事業者への育成</p> <p>漁協は、引き続き組合関連のホームページで新規就業者を募集するとともに全国漁業就業者確保育成センターのホームページも活用する。</p> <p>また、地元高校海洋専門コースに出向き、生徒に漁業の素晴らしさを紹介し、新規就業者の確保につなげていく。</p> <p>漁協は、船曳網、底曳網等雇用者に対して新規漁業就業者総合支援事業について説明し、新規就業者の受け皿の拡大について指導を行い引き続き定着を図る。</p> <p>⑤ 魚食普及</p> <p>漁協は、町内の小学校、大阪府立青少年海洋センターへの取組 PR を引き続き継続する。</p> <p>また、岬町にある調理教室を利用して、地元鮮魚を使い魚食の普及活動を年2回程実施できるよう漁協で検討する。</p> <p>⑥ 漁獲物の再放流及び種苗 増殖</p> <p>全組合員は、資源管理規程にそって漁獲した小魚は再放流するとともに、補助事業も活用してガシラの稚魚を放流する。</p>
--------------	---

	<p>また、漁協は、木材魚礁や築いそ事業が小魚の生育の場になっている状況を確認し、主に魚類を対象とする小規模な築いそを造成しさらに資源の増殖場所を整備する。</p> <p>⑦ 漁業環境の保全事業</p> <p>全組合員は補助事業も活用して海底耕耘や漁業環境の保全に取り組む。</p> <p>これらの取組により漁業収入を基準年に対して 0.5 パーセント向上させる。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>次の取組で漁業コスト 2.5 パーセント削減させる。</p> <p>① 燃油高騰に対する備え</p> <p>漁協は、漁業者の漁業経営セーフティネット構築事業への継続加入を推進することにより、燃油価格高騰に備える。</p> <p>② 省燃油活動推進</p> <p>漁業者は、漁船船底清掃の実施で、航行時の船体に係る抵抗を削減することで消費燃料に対し、5パーセントの削減に努める。</p> <p>③ 省エネ機器等導入推進事業</p> <p>漁業者は、省エネ機器等導入推進事業を活用し省エネ機器を導入することで燃油消費量を削減し、漁業コスト削減を図る。</p>
活用する支援措置等	<p>漁業経営セーフティネット構築事業（国）</p> <p>省燃油活動推進事業（国）</p> <p>省エネ機器導入推進事業（国）</p> <p>海域環境保全事業（国）</p> <p>資源増殖推進事業（国）</p> <p>新規漁業就業者総合支援事業（国）</p> <p>水産物供給基盤機能保全事業（国）</p> <p>産地水産業強化支援事業（国）</p> <p>漁業経営安定対策事業（国）</p>

4年目（令和6年度）以下の取組により、漁業所得を8%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>主要取組は前年度を基本としつつ、更にグレードアップし、その実績や成果を踏まえて検討し改善する。</p> <p>淡輪部会の活動や検討内容を漁業経営に反映させ、地域一帯の活性化を目指す。</p> <p>① 漁協直販所の実施（海の駅）</p> <p>漁協は、引き続き漁業者に月1回場の場を提供するとともに、魚食味わいスペースを広げる。</p>
--------------	---

また、漁協で地元商工会や関係団体と連携し、海の駅の充実にむけて引き続き協議をすすめていく。

② 道の駅での拡販

「道の駅みさき」で、我々の提供できる商品が消費者ニーズに合うように漁協で検討して対応していく。

また、「道の駅みさき」の指定管理者と協議し、イベント交流スペースや地場特産販売スペースを使い、幅広く地場水産物を紹介していく。

③ 魚介類の養殖

漁協は、稚エビの購入を増やし育成、販売するとともに、ふるさと納税の商品となるよう岬町と協議する。

また、潮干狩来場者のお土産品、海水浴場でのバーベキューへの材料となる魚介類の商品化を漁協で検討する。

④ 新規事業者への育成

漁協は、引き続き組合関連のホームページで新規就業者を募集するとともに全国漁業就業者確保育成センターのホームページも活用する。

また、地元高校の海洋専門コースに出向き、生徒に漁業の素晴らしさを紹介し、新規就業者に対して新規漁業就業者総合支援事業について説明し、新規就業者の受け皿の拡大について指導を行い引き続き定着を図る。

⑤ 魚食普及

漁協は、町内の小学校、大阪府立青少年海洋センターへの取組 PR を引き続き継続する。

また、岬町にある調理教室を利用して、地元鮮魚を使い魚食普及活動を年2回程実施できるよう、漁協で検討する。

⑥ 漁獲物の再放流及び種苗 増殖

全組合員は、資源管理規程にそって漁獲した小魚は再放流するとともに、補助事業も活用して稚ナマコを放流する。

また、漁協は、木材魚礁や築いそ事業が小魚の育成の場になっている状況の確認作業をする。

⑦ 漁業環境の保全事業

全組合員は、補助事業も活用して海底耕耘や漁業環境の保全に取り組む。

これらの取組により漁業収入を基準年に対して 0.6 パーセント向上させる。

<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>次の取組で漁業コスト 2.5 パーセント削減させる。</p> <p>① 燃油高騰に対する備え 漁協は、漁業者の漁業経営セーフティネット構築事業への継続加入を推進することにより、燃油価格高騰に備える。</p> <p>② 省燃油活動推進 漁業者は、漁船船底清掃の実施で、航行時の船体に係る抵抗を削減することで消費燃料に対し、5 パーセントの削減に努める。</p> <p>③ 省エネ機器等導入推進事業 漁業者は、省エネ機器等導入推進事業を活用し省エネ機器を導入することで燃油消費量を削減し、漁業コスト削減を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>漁業経営セーフティネット構築事業（国） 省燃油活動推進事業（国） 省エネ機器導入推進事業（国） 海域環境保全事業（国） 資源増殖推進事業（国） 新規漁業就業者総合支援事業（国） 水産物供給基盤機能保全事業（国） 産地水産業強化支援事業（国） 漁業経営安定対策事業（国）</p>

5 年目（令和 7 年度）以下の取組みにより、漁業所得を 10% 向上させる。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>取組みの最終年度であり、前年度に引き続き行い、目標達成が確実なものとなるよう、プランの取組み状況を確認しつつ、必要に応じて施策の見直しを行い、更なる発展を目指す。</p> <p>また、淡輪部会を次の年度の為、再度立ち上げ、次の 5 か年計画を模索する 1 年とする。</p> <p>① 漁協直販所の実施（海の駅） 漁協は、引き続き漁業者に月 1 回直販の場を提供する。 また、漁協で地元商工会や関係団体と連携し海の駅の充実にむけて、引き続き協議をすすめていく。</p> <p>② 道の駅で拡販 「道の駅みさき」で、我々の提供できる商品が消費者ニーズに合うように漁協で検討して対応していく。 また、「道の駅みさき」の指定管理者と協議し、イベント交流スペースや地場特産品販売スペースを使い、幅広く地場水産物を紹介していく。</p>
---------------------	--

	<p>③ 魚介類の養殖</p> <p>漁協は、稚エビの購入を増やし育成、販売するとともに、ふるさと納税の商品となるよう岬町と協議する。</p> <p>また、潮干狩来場者のお土産品、海水浴場でのバーベキューへの材料となる魚介類について、これまでの検討結果を踏まえ商品化する。</p> <p>④ 新規事業者への育成</p> <p>漁協は、組合関連のホームページで新規就業者を募集するとともに全国漁業就業者確保育成センターのホームページも活用する。</p> <p>また、地元高校の海洋専門コースに出向き、生徒に漁業の素晴らしさを紹介し、新規就業者の確保につなげていく。</p> <p>漁協は、船曳網、底曳網等雇用に対して新規漁業就業者総合支援事業について説明し、新規就業者の受け皿の拡大について指導を行い引き続き定着を図る。</p> <p>⑤ 魚食普及</p> <p>漁協は、町内の小学校、大阪府立青少年海洋センターへの取組 PR を引き続き継続する。</p> <p>また、これまでの検討結果を踏まえ岬町にある調理教室を利用して、地元鮮魚を使い魚食の普及活動を年 2 回程実施していく。</p> <p>⑥ 漁獲物の再放流及び種苗 増殖</p> <p>全組合員は、資源管理規程にそって漁獲した小魚は再放流するとともに、補助事業も活用しガシラの稚魚を放流する。</p> <p>また、漁協は、木材魚礁や築いそ事業が小魚の育成の場になっている状況の確認作業をする。</p> <p>⑦ 漁業環境保全事業</p> <p>全組合員は、補助事業も活用して海底耕耘や漁場環境の保全に取り組む。</p> <p>これらの取組により漁業収入を基準年に対して 1.1 パーセント向上させる。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>次の取組で漁業コスト 2.5 パーセント削減させる。</p> <p>① 燃油高騰に対する備え</p> <p>漁協は、漁業者の漁業経営セーフティネット構築事業への継続加入を推進することにより、燃油価格高騰に備える。</p> <p>② 省燃油活動推進</p> <p>漁業者は、漁船船底清掃の実施で、航行時の船体に係る抵抗を削減することで消費燃料に対し、5 パーセントの削減に努める。</p> <p>③ 省エネ機器等導入推進事業</p>

	漁業者は、省エネ機器等導入推進事業を活用し省エネ機器を導入することで燃油消費量を削減し、漁業コスト削減を図る。
活用する支援措置等	漁業経営セーフティネット構築事業（国） 省燃油活動推進事業（国） 省エネ機器導入推進事業（国） 海域環境保全事業（国） 資源増殖推進事業（国） 新規漁業就業者総合支援事業（国） 水産物供給基盤機能保全事業（国） 産地水産業強化支援事業（国） 漁業経営安定対策事業（国）

(5) 関係機関との連携

<p>効果が十分に発揮されるよう、漁協は、行政（大阪府、岬町）の策定した振興計画等との連携を強化するとともに、加工事業や販路開拓の為に大阪府漁連と連携しながら大阪府内外の流通・販売業者との取引拡大を図る。</p> <p>また、岬町産業振興課、観光交流課を中心に南海電鉄、ジェイコム、青少年海洋センター、旅行代理店等と PR 活動の展開について協議する。</p> <p>さらに、潮干狩り、海水浴、漁協直売所等について関西ウォーカー、るるぶ、ナッツ等の媒体を使った PR も今まで以上に推進していく。</p>
--

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上10%以上	基準年	令和元年度：漁業所得 円
	目標年	令和7年度：漁業所得 円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

(3) 所得目標以外の成果目標

直売による魚価単価向上	基準年	令和元年度：タコ 1, 100円/Kg
	目標年	令和7年度：タコ 1, 800円/Kg

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

卸売りの単価と近隣小売店の小売りの単価の比較から勘案

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
新規漁業就業者総合支援事業（国）	意欲ある若者の漁業就業を支援し、後継者対策及び浜の活性を促す。
漁業経営セーフティネット構築事業（国）	燃油高騰に備え、漁業コストの削減を図る。
省燃油活動推進事業（国）	グループによる船底清掃等を定期的実施し、燃費向上に努める。
省エネ機器等導入推進事業（国）	漁船の機関換装を実施し、5%以上の燃油削減を図る。
漁業経営安定対策事業（国）	漁業共済・積立ぶらす支援。
水産物供給基盤機能保全事業（国）	魚礁の設置を検討し、資源増大を図る。
海域環境保全事業（国）	海底耕耘を行うことにより、漁場の回復を図る。
資源増殖推進事業（国）	稚魚の放流、藻場の改善等を行う事で資源増殖を図る。
産地水産業強化支援事業（国）	加工・販売施設の整備により、未利用魚の付加価値向上を図る。